

# 下関市教育委員会 9月定例会 資料

令和2年9月29日（火） 9：30～  
教育センター 3階中研修室

## 【 目 次 】

○日程表 ..... P 1

### [議案]

第55号 教育功労者表彰について ..... P 2  
第56号 下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）  
委員の委嘱について ..... P 7

### [報告事項]

○台風10号の接近に伴う下関市立小学校、中学校及び  
下関商業高等学校の臨時休業について ..... P 9  
○台風10号の接近に伴う教育委員会所管施設の臨時休館について ..... P 10  
○工事請負契約の締結について（報告6件） ..... P 12  
○学校給食施設再編整備について ..... P 13  
○債権の放棄に係る報告について ..... P 15  
○フッ化物洗口について ..... P 16  
○県指定史跡「長府藩主毛利家墓所（覚苑寺墓所・笑山寺墓所）」  
の毀損について ..... P 19  
○下関市立美術館の臨時休館について ..... P 24  
○市指定天然記念物「館ヶ浴の椿」の毀損について ..... P 25

# 教育委員会定例会日程表

令和2年9月29日(火) 9時30分から  
下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

## 【議案】

- 第55号 教育功労者表彰について  
第56号 下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）委員の委嘱について

教育政策課  
生涯学習課

日程2

## 【報告事項】

- 台風10号の接近に伴う下関市立小学校、中学校及び下関商業高等学校の臨時休業について  
○台風10号の接近に伴う教育委員会所管施設の休館について  
○工事請負契約の締結について（下関市立養治小学校ほか6校校内LAN整備工事 外5件）  
○学校給食施設再編整備について  
○債権の放棄に係る報告について  
○フッ化物洗口について  
○県指定史跡長府藩主毛利家墓所（覚苑寺墓所・笑山寺墓所）の毀損について  
○下関市立美術館の臨時休館について  
○市指定天然記念物「館ヶ浴の椿」の毀損について

学校教育課  
教育政策課  
学校支援課  
学校保健給食課  
学校保健給食課  
学校保健給食課  
文化財保護課  
美術館  
豊田教育支所

日程3

## 【その他】

■次回開催予定 令和2年10月28日(水)

R2. 10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

R2. 11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

閉会

下関市教育委員会  
議案第55号

教育功労者表彰について

上記の議案を提出する。

令和2年9月29日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

教育功労者表彰について

下関市教育委員会表彰規則（平成17年教育委員会規則第4号）第7条の規定に基づき、教育功労者（篤行表彰及び定期表彰）を下記のとおり決定し、表彰する。

記

1. 篤行表彰

別紙1 教育功労者表彰候補者（篤行表彰）のとおり  
(4名)

2. 定期表彰

別紙2 令和2年度 教育功労者表彰候補者のとおり

功績表彰	9名
永年勤続表彰	5名
合計	14名

3. 提案理由

下関市教育委員会表彰規則に基づき、教育功労表彰者として決定するため。

## 教育功労者表彰候補者（篤行表彰）

## 1. 篤行表彰

4名

氏名	表彰事由
かきもと 柿本 幸司	下関市立美術館に1, 000, 000円相当の絵画を寄贈したことによる。
はらだ 原田 一樹	下関市立美術館に1, 800, 000円相当の絵画を寄贈したことによる。
こばやかわ 小早川 隆治	下関市立歴史博物館に1, 200, 000円相当の資料を寄贈したことによる。
やまもと 山本 義	下関市立歴史博物館に1, 202, 000円相当の資料を寄贈したことによる。

## 令和2年度 教育功労者表彰候補者

## 1. 功績表彰

9名

	氏 名	職 業	功 績 要 旨	内 申 者	適用
1	ひだか ひろゆき 日高 弘幸	公務員	平成17年から15年間にわたり、青少年補導委員として、青少年の健全育成・非行防止と環境浄化活動に積極的に取り組み、多くの青少年の善導に尽力している。	生涯学習課長	3
2	はやし ゆきお 林 征男	会社員	平成8年に下関市バドミントン協会の理事に就任して以降、現在は理事長として、同協会の運営にその手腕を發揮し、バドミントンの普及、振興と協会の発展に貢献している。また、指導者としてもジュニアの育成に力を注ぎ、後進の育成に尽力している。	スポーツ振興課長	2
3	なかがわ かずひこ 中川 和彦	公務員	平成元年に下関市ハンドボール協会の理事に就任して以降、現在は副会長として、同協会の運営と発展に尽力している。また、指導者として中学・高校生の技術の向上にその手腕を發揮するなど、ハンドボールの普及と強化育成に多大な貢献をしている。	スポーツ振興課長	2
4	きもと たかみ 木本 隆文	無職	平成8年に豊浦郡剣道連盟の理事に就任して以降、1市4町合併後は下関市剣道連盟豊浦支部の理事、副支部長を務め、支部廃止後は下関市剣道連盟の常任理事に就任し、現在は監査として同連盟の適正な運営と発展に尽力している。また、少年剣道の指導を通して、青少年の健全育成に貢献している。	スポーツ振興課長	2
5	いが ひよし 伊賀 信義	無職	平成4年に下関柔道協会の理事に就任して以降、長年に亘り柔道の普及と発展に貢献している。また、次世代を担う子供たちの育成や、昇段審査「投の形」講習会の講師として実践指導を行うなど後進の指導に力を注いでいる。	スポーツ振興課長	2

	氏 名	職 業	功 績 要 旨	内 申 者	適用
6	濱岡 藤生 はまおか ふじお	農業	昭和 54 年に下関市及び山口県ウエイトリフティング協会の理事に就任して以降、現在は両協会の理事長として、ウエイトリフティングの振興、発展に貢献し、監督として 24 回国体に出場し、数多くの入賞者を出すなど選手の指導、強化と後進の育成に尽力している。	スポーツ振興課長	2
7	鎌田 正幸 かまた まさゆき	会社員	平成 15 年に下関市スキー連盟の理事に就任して以降、現在は理事長として、長年に亘りスキーの普及と連盟の運営・発展に尽力している。また、指導者としても活躍し、下関市のスノースポーツの振興に貢献している。	スポーツ振興課長	2
8	歌島 成章 うたしま しげあき	公務員	平成 16 年に下関市空手道連盟の評議員に就任して以降、現在は理事として、連盟の運営・発展に尽力している。また、山口県空手道連盟審判指導部、山口県高等学校体育連盟空手道専門部の委員として空手道の普及と後進の育成に貢献している。	スポーツ振興課長	2
9	勝原 峯男 かつはら みねお	団体職員	平成 2 年から下関市陸上競技協会の理事に就任して以降、長年に亘り協会の運営・発展に寄与している。また、日本陸上競技連盟公認審判員として、積極的に各種大会に参加し、大会運営に尽力するとともに、陸上競技の普及に貢献している。	スポーツ振興課長	2

## 令和2年度 教育功労者表彰候補者

### 2. 永年勤続表彰

学校医・学校歯科医・学校薬剤師（在職20年以上）

5名

	所 属	職 名	氏 名	在職期間		適用
1	下関市立小月小学校 下関市立清末小学校 下関市立王喜小学校 下関市立小月幼稚園 下関市立清末幼稚園	学校医	末永 真次 すえなが しんじ	20年	7月	4
2	下関市立向洋中学校	学校歯科医	田中 博 たなか ひろし	20年	7月	4
3	下関市立豊浦小学校	学校歯科医	小西 康成 こにし やすなり	20年	7月	4
4	下関市立安岡中学校	学校薬剤師	綾田 正則 あやた まさのり	20年	7月	4
5	下関市立室津小学校 下関市立豊洋中学校	学校歯科医	藤村 满 ふじむら みつる	20年	7月	4

下関市教育委員会  
議案第56号

下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）委員の  
委嘱について

上記議案を提出する。

令和2年9月29日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）委員の  
委嘱について

下関市教育委員会の下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の施行に関する規則（平成22年教育委員会規則第18号）及び、下関市教育委員会事務分掌規則（平成20年教育委員会規則第1号）第38条第3号の規定に基づき、下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）委員を次のとおり委嘱する。

1. 委嘱者

別紙、委員名簿（案）のとおり

2. 任期

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

提案理由

下関市芝学習等供用会館及び下関市串学習等供用会館の指定管理候補者の選定のため、委員を委嘱するもの。

別 紙

下関市指定管理候補者選定委員会（生涯学習関係施設）委員名簿（案）

【選定対象施設】 下関市芝学習等供用会館  
下関市串学習等供用会館

【委嘱期間】 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

【委 嘱 員】 下表のとおり

役 職 名	氏 名
社会教育委員会 副 委 員 長	徳 吉 真 次
王喜自治連合会 会 長	中 野 武 志
王 喜 婦 人 会 会 長	草 野 和 子
王喜地区民生児童委員協議会 会 長	藤 澤 慎 悟

(以上4名)

報告事項

令和2年9月29日

学校教育課

台風10号の接近に伴う下関市立小学校、中学校及び下関商業高等学校の臨時休業について

台風10号の接近に伴い児童生徒の通学等の安全確保のため、下記のとおり下関市立小学校、中学校及び下関商業高等学校を臨時休業したので報告いたします。

記

1 臨時休業日

9月7日（月）

2 臨時休業の対象

下関市立小学校 全44校

下関市立中学校 全22校

下関商業高等学校

3 保護者への周知

9月4日（金）に学校長から通知

4 その他

台風10号による児童生徒及び教職員の被害等の報告なし

報 告 事 項  
令和2年9月29日  
教 育 政 策 課

台風10号の接近に伴う教育委員会所管施設の  
臨時休館について

台風10号の接近に伴い、次のとおり教育委員会所管施設を臨時に休館したので報告します。

記

1 休館の状況

別紙のとおり

2 利用者等への周知

9月4日（金）に市ホームページ等で周知

教育委員会 9月定例会  
台風10号接近に伴う教育委員会所管施設の休館について

NO.	施設名	休館日	閉館等の理由	根拠
1	下関市生涯学習プラザ	令和2年9月7日	台風10号接近の影響により公共交通機関の遅延や運休が発生した場合、適正な人員配置が困難となり来館者へのサービス低下を招く恐れがあること、また、来館者及び職員の安全確保のため。	下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例(平成21年条例第4条)第4条ただし書の規定
2	下関市立青年の家	令和2年9月7日	台風10号接近の影響により公共交通機関の遅延や運休が発生した場合、適正な人員配置が困難となり来館者へのサービス低下を招く恐れがあること、また、来館者及び職員の安全確保のため。	下関市立青年の家の管理等に関する条例施行規則(平成17年規則第43号)第7条第2項の規定
3	旧下関英國領事館	令和2年9月7日	来館者及び職員の安全確保のため。	重要文化財旧下關英國領事館の設置等に関する条例(平成25年条例第170号)第5条の規定
4	下関市立中央図書館	令和2年9月7日	台風10号接近の影響により公共交通機関の遅延や運休が発生した場合、適正な人員配置が困難となり来館者へのサービス低下を招く恐れがあること、また、来館者及び職員の安全確保のため。下関市立図書館の設置等に関する条例第3条第1項第1号の規定により月曜日は通常の休館日。	下関市立図書館の設置等に関する条例(平成17年条例第110号)第3条第2項の規定
5	下関市立美術館	令和2年9月7日	貸館については、来館者の安全確保のため休館。美術館にについては、下関市立美術館の設置等に関する条例第2条第1号により月曜日は通常の休館日。	下関市立美術館の設置等に関する条例(平成17年条例第120号)第2条ただし書
6	日清講和記念館	令和2年9月7日	来館者の安全確保のため。なお、歴史博物館にについては、下関市立歴史博物館の設置等に関する条例(平成17年条例第121号)第2条第1項第1号の規定により月曜日は通常の休館日。東行記念館についても、下関市立東行記念館の設置等に関する条例(平成24年条例第34号)第3条第1号の規定により月曜日は通常の休館日。	下関市立歴史博物館の設置等に関する条例(平成17年条例第121号)第2条第2項の規定

報告事項  
令和2年9月29日  
学校支援課

工事請負契約の締結について（報告6件）

工事名	工事場所	請負人住所・氏名	予定価格 (税込・円)	請負額 (税込・円)	落札率	契約日 工期	入札方法 入札参加業者数 開札日
下関市立養治小学校ほか6校 校内LAN整備工事	下関市本町二丁目6番1号ほか、 号ほか、	下関市東大和町二丁目15番18号 株式会社サンワ電工 代表取締役 川崎 健七郎	68,585,000	64,776,800	94.45%	契約日 着手 令和2年8月21日 完成 令和2年8月24日 合計 令和2年8月5日	条件付一般競争入札 (特別簡易型総合評 価方式) 4社
下関市立安岡小学校ほか5校 校内LAN整備工事	下関市安岡町三丁目5番 5号ほか、	下関市生野町二丁目31番13号 河崎冷熱電機株式会社 代表取締役 原川 忠久	66,628,100	61,622,000	92.49%	契約日 着手 令和2年8月21日 完成 令和2年8月24日 合計 令和2年8月5日	条件付一般競争入札 (特別簡易型総合評 価方式) 4社
下関市立勝山小学校ほか4校 校内LAN整備工事	下関市秋根上町二丁目2番1号ほか、 号ほか、	下関市秋根南町二丁目7番33号 有限会社テツ電設 代表取締役 道祖 哲平	64,026,600	59,402,200	92.78%	契約日 着手 令和2年8月21日 完成 令和2年8月24日 合計 令和2年8月5日	条件付一般競争入札 (特別簡易型総合評 価方式) 5社
下関市立日新中学校ほか4校 校内LAN整備工事	下関市上田中町一丁目1 5番1号ほか、	下関市東大和町二丁目15番18号 株式会社サンワ電工 代表取締役 川崎 健七郎	56,370,600	52,699,900	93.49%	契約日 着手 令和2年8月21日 完成 令和2年8月24日 合計 令和2年8月5日	条件付一般競争入札 (特別簡易型総合評 価方式) 4社
下関市立勝山中学校ほか5校 校内LAN整備工事	下関市秋根上町二丁目5 番1号ほか、	下関市秋根南町二丁目7番33号 有限会社テツ電設 代表取締役 道祖 哲平	64,631,600	59,647,500	92.29%	契約日 着手 令和2年8月21日 完成 令和2年8月24日 合計 令和2年8月5日	条件付一般競争入札 (特別簡易型総合評 価方式) 4社
令和2年度 熊野小学校南側 法面復旧工事	下関市熊野西町	下関市清末西町三丁目9番51号 株式会社高松土木 代表取締役 高松 重喜	54,202,500	48,950,000	90.31%	契約日 着手 令和2年9月14日 完成 令和2年9月15日 合計 令和2年9月2日	条件付一般競争入札 (特別簡易型総合評 価方式) 2社

## 学校給食施設再編整備について

### 1. 新学校給食共同調理場整備予定地における既存建物等への対応

新学校給食共同調理場の整備予定地の一部に市場関連業者の建物等が設置されており、今後、学校給食施設の再編整備を推進するためには、これらの建物等を撤去する必要がある。

対象業者の事業継続に過大な負担をかけずに撤去・移転を進めるため、建物等の撤去・処分に係る費用相当額（移転に係る費用等は含まない）を補償費として支出する。

### 2. 補償に関する概要

建物等の撤去・処分に係る対象業者及び補償費は以下のとおり。

#### (1) 対象業者

- ・合同青果株式会社
- ・下関バナナ加工組合
- ・下関青果仲卸協同組合
- ・株式会社よしざき

#### (2) 契約日と履行期間

- ・契 約 日：令和2年7月30日
- ・履行期間：令和2年12月31日まで

#### (3) 補償費

計 24, 200 千円

対象業者	補 償 費	建物等物件内訳
合同青果株式会社	9, 900, 000円	加工場、他
下関バナナ加工組合	2, 200, 000円	保冷設備
下関青果仲卸協同組合	2, 200, 000円	保冷設備
株式会社よしざき	9, 900, 000円	加工場

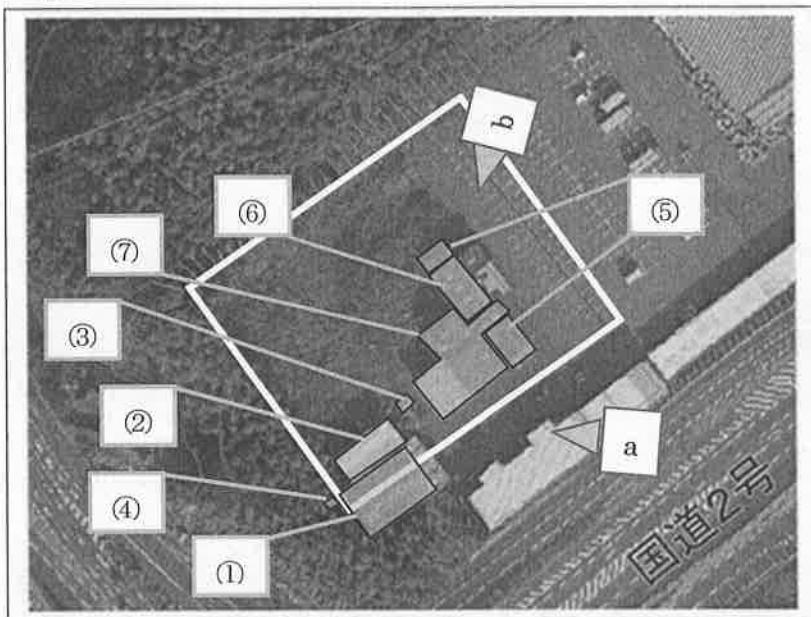
#### (4) 補償費の支払い時期

対象業者から撤去の完了報告を受けた後、現地を確認の上、補償費の支払いを行う。

○対象業者及び対象建物等

対象業者	物 件	数量	備考
合同青果株式会社	①加工場	257.54 m <sup>2</sup>	2階建
	②保冷設備	1式	
	③事務所	5.04 m <sup>2</sup>	
	④簡易トイレ	1式	
下関バナナ加工組合	⑤保冷設備	1式	
下関青果仲卸協同組合	⑥保冷設備	1式	
株式会社よしざき	⑦加工場	271.08 m <sup>2</sup>	2階建

○位置図



○建物等外観

(a)



(b)



報 告 事 項  
令和 2 年 9 月 29 日  
教育部学校保健給食課

債権の放棄に係る報告について

1 概要

公会計の学校給食費収入未済額のうち、すでに時効期間が満了し、回収の見込みのない債権について、下関市債権管理条例第6条第1項の規定により、債権を放棄したので、報告する。

債務者数	2人
延数	8件
債権放棄金額	167, 380円
放棄年月日	令和2年3月16日

※議会資料は債務者数を「件数」としております。

2 経緯

令和 2 年 2 月 14 日 債権管理審査委員会の開催

令和 2 年 2 月 26 日 債権管理審査委員会の審査結果の通知

時効期間が満了したなか、滞納者からの徴収が困難と考えられることから「債権放棄することもやむを得ない」と決定したと通知。

令和 2 年 3 月 16 日 債権放棄の市長決裁

3 債権放棄内訳

年度・児童生徒別債権放棄延数及び金額

未納年度	延数	金額(円)
15	1	3, 208
16	1	18, 659
25	1	51, 198
26	3	43, 040
27	2	51, 275
計	8	167, 380

報 告 事 項  
令和2年9月29日  
教育部学校保健給食課

## フッ化物洗口について

現在、各学校では新型コロナウイルス感染症対策の取組が続いているますが、児童の健康を保つためには、口腔衛生管理（歯や口の健康を維持すること）が重要であり、フッ化物洗口は口腔衛生管理に有効な手段であることを下関市学校保健会歯科医部会との協議で確認しました。

これにより、児童の健康維持のため、「学校の新しい生活様式」を踏まえたフッ化物洗口を今年度2学期から実施することとしました。

なお、フッ化物洗口の実施にあたっては、「フッ化物洗口実施のためのチェックリスト」による感染症対策を講じる必要があることから、開始時期や実施方法を含め、学校ごとに準備を整え、2学期期間中の実施をお願いしています。

※令和2年7月31日の下関市の地域の感染症レベルは「レベル1」です。

# 「学校の新しい生活様式」を踏まえたフッ化物洗口の実施について

## 1 ガイドラインにおけるフッ化物洗口の取り扱い

フッ化物洗口は、下関市教育委員会が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン～「学校の新しい生活様式」対応～」における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」に相当する学校活動に位置づけることとし、地域の感染レベルに応じての対応が必要となります。

## 2 地域の感染レベルに応じた対応

- ・ **レベル3** 生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域 ⇒ **フッ化物洗口は実施しない**
- ・ **レベル2** 生活圏内の状況が、①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域 ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域  
⇒ **フッ化物洗口の実施について慎重に検討する**
- ・ **レベル1** 生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの  
⇒ **「フッ化物洗口の実施のためのチェックリスト」による感染症対策を行った上で実施する**

## 3 実施方法

### (1) 実施に向けた注意点

フッ化物洗口を実施する際は、「フッ化物洗口実施のためのチェックリスト」を活用し、全ての項目について対応できることを確認のうえフッ化物洗口を開始してください。

このチェックリストは、基本的な新型コロナウイルス感染症対策のほか、フッ化物洗口特有の、飛沫を飛ばさないための項目を設けています。うがいの方法、洗口液の吐き出し方、廃液の捨て方等に十分注意してください。

### (2) 実施の方法

今年度の実施にあたっては、感染症対策や準備状況などにより、学校ごとに開始時期や実施の方法について、柔軟に対応してください。

例1：感染症対策検討のため実施開始を遅らせる。・・・9月 → 10月

例2：実施間隔を伸ばす。・・・・・・・1週目奇数学年、2週目偶数学年

例3：児童を分けて、複数日で実施する。・・出席番号で曜日を変える など

## 4 フッ化物洗口の中止の判断基準

- ・学校内での感染者発生などによる休校 → 中止（再開時期は別途検討）
- ・レベル3または2地域に指定される → 中止（再開時期は別途検討）

## 5 学校歯科医の指導

フッ化物洗口の開始時までに学校歯科医の指導等を受けてください。

## フッ化物洗口実施のためのチェックリスト

➤□ ソーシャルディスタンスについて配慮工夫がされている

- ◆ 児童間に必要な間隔がある
- ◆ 密にならないために時間帯をずらして行う、など

➤□ 室内の換気について配慮工夫がされている

- ◆ 窓を開けるなどして換気をよくする

➤□ フッ化物洗口中の注意事項について周知されている

- ◆ フッ化物洗口中に私語をしない
- ◆ ブクブクうがいは口を閉じて行う
- ◆ 洗口液を吐き出すときはできるだけ口元に近い位置でゆっくり吐き出す

➤□ 手洗い場が混まないように配慮工夫がされている

- ◆ ゆずり合う気持ちを指導する
- ◆ ソーシャルディスタンスを保ち並んで待つ
- ◆ 集団で手洗い場に行かない、など



➤□ フッ化物洗口後の注意事項について周知されている

- ◆ コップに吐き出した洗口液をこぼさないようにゆっくり手洗い場に向かう
- ◆ コップに吐き出した洗口液は低い位置からゆっくり流し、しぶきが飛び散らないようにする
- ◆ コップを洗浄する際はしぶきが飛び散らないようにする、など

報 告 事 項  
令和 2 年 9 月 29 日  
文 化 財 保 護 課

県指定史跡「長府藩主毛利家墓所（覚苑寺墓所・笑山寺墓所）」の毀損について（報告）

山口県指定史跡「長府藩主毛利家墓所（覚苑寺墓所・笑山寺墓所）」の毀損について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 指定文化財の概要

- ・種別・名称：県指定史跡「長府藩主毛利家墓所」
- ・指定年月日：平成26年12月2日
- ・管理団体：下関市（平成27年2月13日指定）

2. 内容：7月末から8月初旬にかけての大霖により、山口県指定史跡「長府藩主毛利家墓所」のうち、覚苑寺墓所にある3代藩主綱元墓所の一部が大霖を起因とする倒木により倒壊し、また笑山寺墓所を区画する土塀の一部が崩落したもの。

3. 経緯：7月28日に覚苑寺住職より、3代藩主綱元墓所の毀損連絡あり。また8月11日に除草作業委託業務受託者より笑山寺墓所の毀損の連絡あり。文化財保護課職員による現地確認後、山口県の担当者に報告するとともに、立ち入り禁止措置および毀損拡大防止のための応急処置を実施した。8月31日に山口県の担当者と現地にて被災状況の確認と修復に向けての協議を実施した。

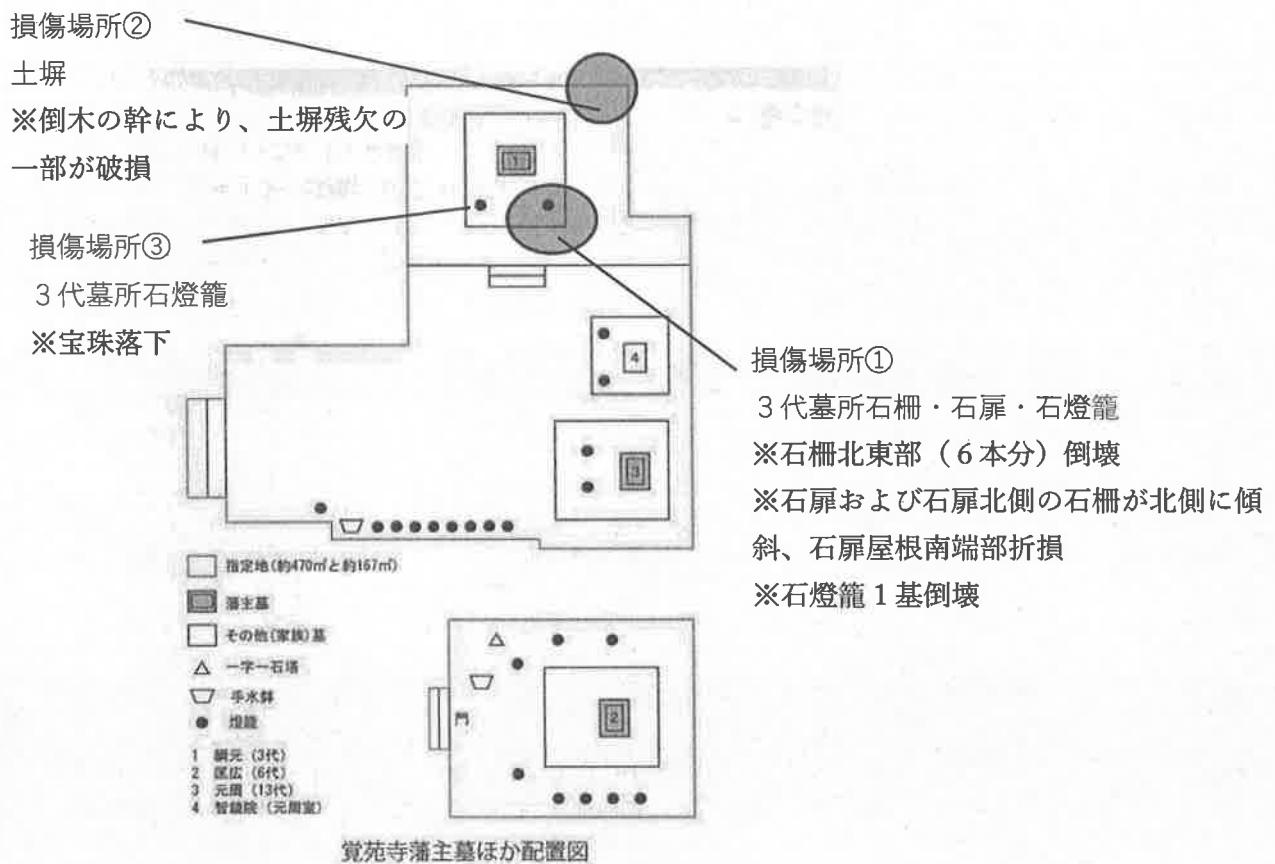
4. 今後の予定：現在、修復方法および実施時期について、管理団体である下関市と山口県とで調整中。

以上

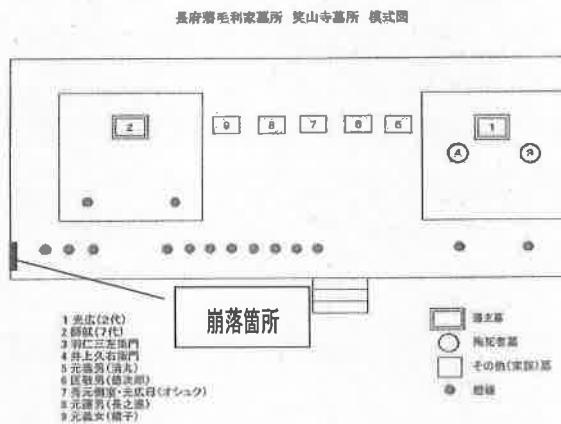
山口県指定史跡「長府藩主毛利家墓所」位置図



## 山口県指定史跡「長府藩主毛利家墓所」 損傷場所位置図



## 長府藩主毛利家墓所（覚苑寺墓所） 損傷場所位置図



## 長府藩主毛利家墓所（笑山寺墓所） 損傷場所位置図

山口県指定史跡「長府藩主毛利家墓所（覚苑寺墓所）」毀損状況



3代藩主綱元墓所  
毀損前状況



3代藩主綱元墓所  
毀損直後状況

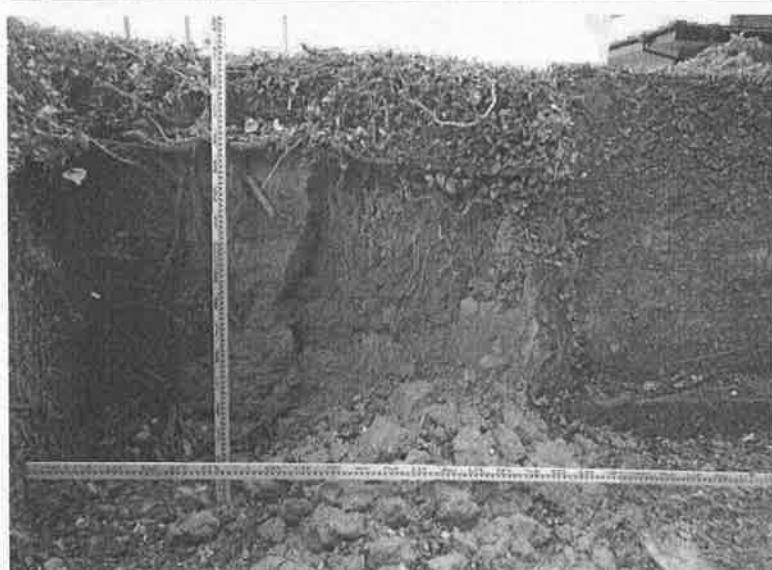


3代藩主綱元墓所  
応急処置後状況

山口県指定史跡「長府藩主毛利家墓所（笑山寺墓所）」毀損状況



笑山寺墓所土塀  
毀損前状況



笑山寺墓所土塀  
毀損直後状況



笑山寺墓所土塀  
応急処置後状況

報 告 事 項  
令和 2 年 9 月 29 日  
美 術 館

下関市立美術館の臨時休館について

下関市立美術館の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 120 号）第 2 条の規定に基づき、臨時に休館する日を下記のとおりとするので、報告いたします。

記

1. 臨時休館日

令和 2 年 10 月 8 日

2. 理由

下関市芸術文化祭美術展の会期短縮のため。

なお、会期短縮は、予定されていた会期の最終日である令和 2 年 10 月 8 日が、美術展出品者の作品搬出作業日に変更されたことによるもの。

(参考)

下関市立美術館の設置等に関する条例（抜粋）

(休館日)

第 2 条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、下関市教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。

(1) 月曜日

(2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで

報 告 事 項  
令和2年9月29日  
豊田教育支所

市指定天然記念物「館ヶ浴の椿」の毀損について(報告)

台風9号の影響により、市指定天然記念物「館ヶ浴の椿」の毀損が発生しましたので、報告いたします。

【名称】 館ヶ浴の椿（やかたがえきのつばき）

【指定区分】 天然記念物

【指定年月日】 平成3年11月11日

【所在地】 下関市豊田町大字殿敷字広畠692番地

【所有者】 柳瀬育男

【樹種等】 園芸種咲き分け椿。花色は、紅白校、紅、白等の八重花  
推定樹齢 500年以上

【指定時の法量】 樹高9.72m、樹冠幅 9.34m、胸高樹囲 1.73m

【指定理由の概要】 樹木の所在地は、豊田輔平が応徳年間（1084～1086）に居館を設置したと伝えられる場所と想定される。推定樹齢500年以上とみられる当該椿は、豊田氏第12代種長の時代に京都あたりから取り寄せ、植樹された園芸種ではないかと想定される。

【毀損発生日時】 令和2年9月6日（日）頃

※豊田教育支所毀損確認日時 令和2年9月7日（月）午前

【通報者】 地元関係者（館ヶ浴の椿保存会会員）

【毀損の状況と原因】

1. 直前の台風9号に伴う強風により樹木が大きく振られ、樹根が折損したことにより、支持力を失った樹木が、時間をおいて根元より転倒
2. 転倒樹木は、一見、生育良好で、葉量も多く、樹冠先端部には多くの花芽が認められるが、推定樹齢を考慮すると想像以上に衰退が進行していたのかもしれない。
3. 衰退の遠因として、平成22年3月、多量の降雪に伴い、第一幹枝及び主幹が一部折損したことが考えられる。樹木折損箇所の根系が著しく衰退していたとみられる。転倒により露出したこの部分の樹幹基底部には、ほとんど根系の分布が見られない。

4. 転倒した樹木の回復は不可能。ただし、毀損部より南東に伸びる根系から、不定芽(根出芽)の発芽が認められ、完全枯死の状況ではない。今後、根出芽が成長し、新たな樹形を形成する可能性は残る。

### 【現地対応】

9月8日（火）

1. 文化財保護審議会担当委員を招聘し、現況確認の上、事後対応の指導助言を求め、以下の作業を実施

- ① 毀損時における確認樹木の法量計測
- ② DNA保存措置
- ③ 不定芽(根出芽)を確認

2. 園芸センター担当者の支援を受け、挿し木による樹木の保存のため樹木枝葉を選択的に採取

3. 挿し木の活着後、棄損した樹木との遺伝情報の比較、検証のため、棄損樹木から基礎情報となるDNAサンプルを、下関市立自然史博物館学芸員により採取

9月9日（水）

1. その他の不定芽(根出芽)の確認作業（1箇所のみ出芽を確認）
2. 唯一の不定芽(根出芽)の保護措置（館ヶ浴の椿保存会による）

9月10日（木）

1. 転倒樹木の処理（館ヶ浴の椿保存会による切断、搬出）
2. 年輪を測定するため、輪切り標本採取

### 【今後の対応】

1. 現地の根生芽の経過観察。
2. 園芸センターの技術支援による、挿し木の活着を図る。

※9月17日現在の挿し木の栄養繁殖状況

- ・葉色が改善し、順調に給水が行われていることを確認  
(時間を要するものの、発根は可能との判断)  
⇒ 発根まで半年。活着まで1年半の見込み
- ・3年程度の期間をかけることで、定植しても生育可能な苗に育苗
- 3. DNAサンプルの専門分析機関による解析を依頼（予定）
- 4. 次回文化財保護審議会での報告・審議（開催時期未定）
- 5. 説明版の修正・更新

以上



図1 毀損前の指定文化財（平成11年3月1日）



図2 指定文化財転倒状況（東から）



図3 樹幹基部状況

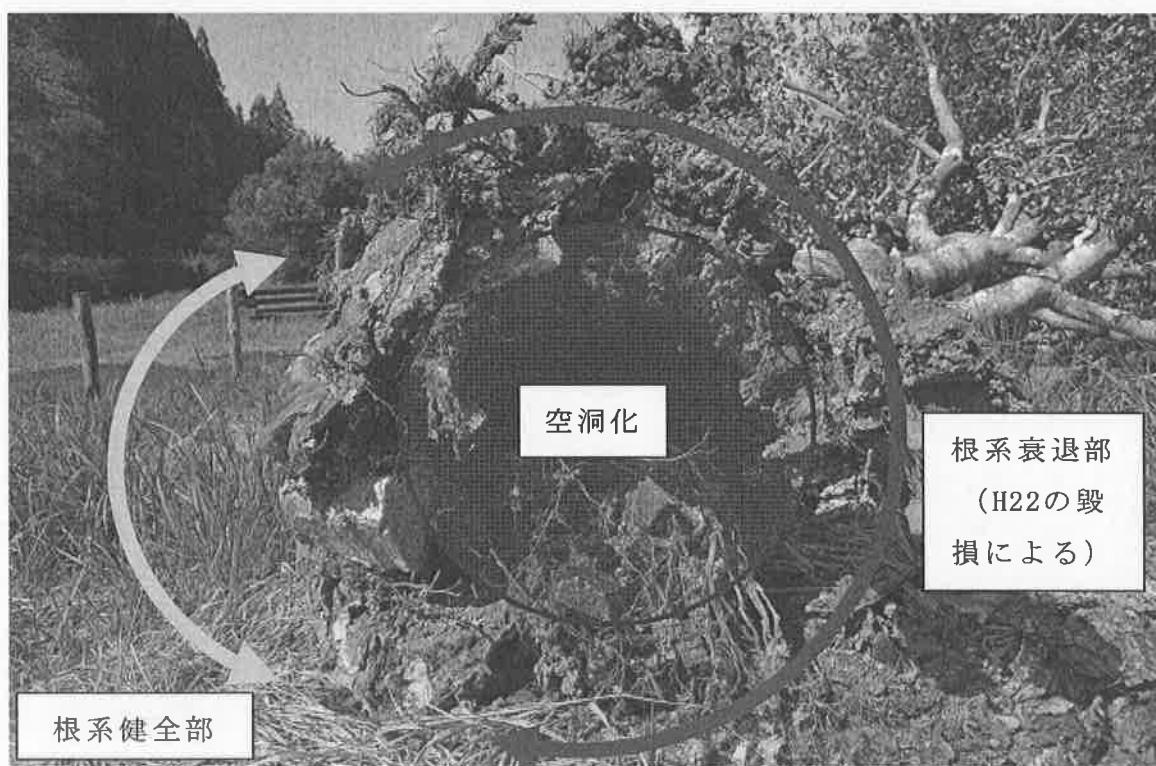


図4 樹幹基部開口部 破断面



図5 不定芽（根出芽） 確認状況



図6 根生芽 確認状況



図7 切断処理作業状況

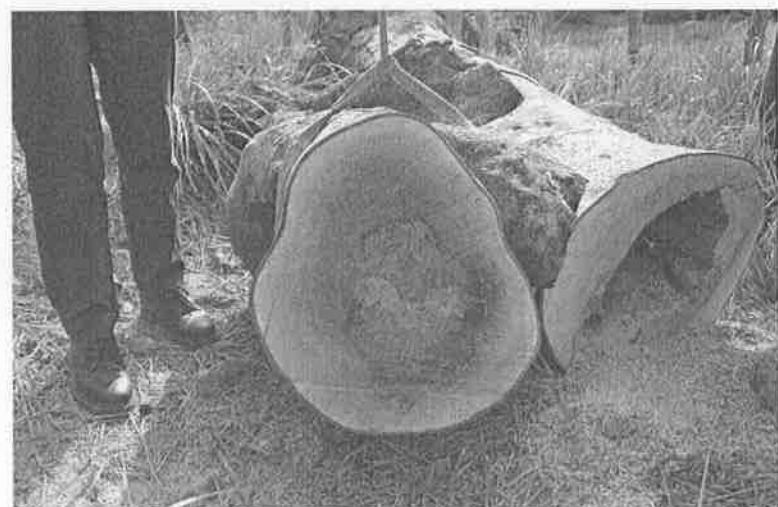


図8 切断面確認状況

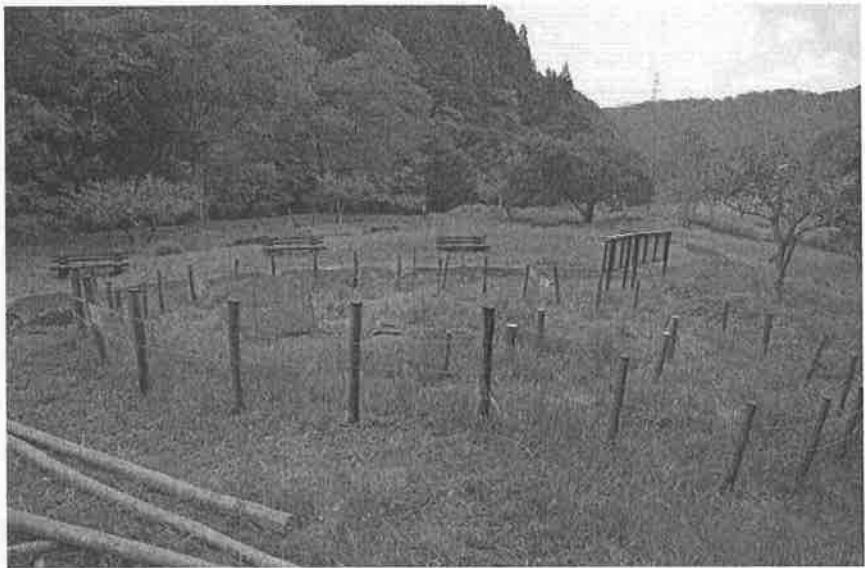


図9 樹木搬出状況



図10 樹木搬出状況



図11 播し木状況